

# 令和5年度 事業計画

## 1. 基本方針

我が国の高齢化率は既に28.9%に達しており、65歳以上人口は増加傾向が続き、2042年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

こうした超高齢化社会において、高齢者の就業促進が極めて重要な国政上の課題になっているのはご存じのとおりです。それだけに、高齢者の就業・社会参加を通じて生きがい、仲間づくり、健康増進など高齢者の豊かな生活を実現し、併せて地域社会に貢献するシルバー人材センターに対する期待・役割はますます大きくなっています。

また、シルバー人材センターは、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取組みを強化していく必要があります。

このような高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しているセンターの様々な取組みは、SDGs（持続可能な開発目標）と深くつながるものです。

こうした中、令和2年4月以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、会員数が下げ止まらない状況にあることから、当面、一日も早くコロナ前の水準（令和元年度数値）の会員数に回復させることを目標として取り組みます。

当連合会としては、令和5年度においても、会員拡大計画の推進を核に据え、女性会員の拡大、企業退職（予定）者層への働きかけの強化、退会抑制、新しい生活様式に対応した多様な就業機会の開拓などを重点に、取り組みたいと考えています。

また、デジタル社会の到来を念頭に置いて、シルバー事業においてもデジタル技術を取り入れた事業展開に向けての取組みを推進したいと考えています。

特に、デジタル関連の就業機会の確保に加えて、スマホを活用した業務連絡やWeb入会システムの導入等デジタル技術を活用した業務の効率化、このための基盤整備として、会員のデジタルリテラシー（デジタル技術を理解し活用する能力）の向上を検討していきます。

令和5年度もシルバー事業に対する地域の期待に応えていくため、本計画に掲げた具体的な取組みを、県内各センターと一致協力し、様々な課題解消に向けた事業を展開し、一人でも多くの高齢者の方々に会員となっていただくとともに、センターの役割を十分に発揮することにより、持続可能な社会の実現を目指し、シルバー事業の「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、一丸となって事業推進に取り組んでいきます。

## 2. シルバー人材センター事業の今後の方向性

シルバー人材センターの根幹業務である請負事業の底上げを確実に実施していくためには「成長分野における請負就業」として、「福祉・家事援助サービス事業」、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「空き家管理対策事業」、さらには、「放課後児童クラブにおける育児支援事業」など、地域貢献事業として地域社会からの期待が大きい事業を推進していく必要があります。

また、労働者派遣事業の運営においては、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の積極的な活用を通じて、次世代の生活、同世代の生活、人手不足に苦慮する企業等を下支えする役割を考えています。

センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うには「会員の拡大」が最重要課題となります。

そのためには、特に女性会員拡大を重点とするほか、企業退職（予定）者層などターゲットを明確にして、それぞれに応じた入会勧奨の取組みと新たな職域開拓の取組みを並行して実施し、会員個々のニーズに対応したマッチングを促進することで幅広い層の会員の入会に取り組んでいきます。

また、業務運営の効率化によりセンターの経営基盤強化を図る観点から、シルバー事業のデジタル化を推進する必要があります。さらに、業務効率化を進める上では、多くの会員がデジタル機器操作に馴染むことが欠かせないため、スマホ・PC講習会の開催やデジタル相談窓口の設置等により会員のデジタル利用を促進していきます。

### 3. 重点事業項目

#### ◎中期計画に基づく事業運営

平成30年度に策定した「第3次中期計画（改訂版）」に基づき、着実な業務運営を展開します。ただし、令和2年4月以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、会員数が下げ止まらない状況にあることから、当面、一日も早くコロナ前の水準（令和元年度数値）の会員数に回復させることを目標として取り組みます。

- (1) 会員の拡大（特に女性会員の拡大）
- (2) 就業機会の拡大
- (3) 多様な働き方の推進
- (4) 安全就業の推進（健康の確保を含む）
- (5) 「適正就業ガイドライン」に沿った業務運営
- (6) 普及啓発事業
- (7) シルバー事業の更なる推進に向けた関係機関との連携
- (8) 健全な団体運営に関する取組み
- (9) 諸会議の開催

### 4. 事業実施計画

当連合会は、シルバー人材センター事業の今後の方向性に沿って、新しい時代を展望したシルバー事業の健全な発展と拡充を目指し、以下の事業を実施していきます。

#### (1) 会員の拡大（特に女性会員の拡大）

会員の拡大については、全シ協の「第2次会員100万人達成計画」策定に基づき、当連合会の「第3次シルバー事業中期計画」も見直し、「第3次改訂版」としてしています。この中で、令和5年度の県内目標会員数は4,995人に設定（\*資料別表2）していますが、現在の会員数との乖離が大きいと見られ、一日も早く事業をコロナ前（令和元年度）の水準に回復させることを最重点テーマとして、効果が期待できる各取組みを積極的に実施していきます。

今年度は、この数値目標の達成に向け、次のような取組みを強化していきます。

① 入会促進の取組み

- 入会促進のターゲットの明確化（女性、団塊の世代、企業退職層、など）
- 地道な取組みの推進（広報・募集の工夫、入会説明会の工夫、入会手続き、など）
- シルバー派遣事業の拡大及び高齢者活躍人材確保育成事業による新規会員確保
- 新総合事業及び福祉家事援助サービス事業等の積極的推進による女性会員の確保
- 会員による1人1会員入会活動の強化
- 入会希望者に対する、適正かつ迅速な入会承認及び就業機会の早期提供
- 地域の商工会議所等と連携した企業等への働きかけによる定年退職（予定）者層の入会促進

② 退会の抑制

- 未就業会員への就業相談及び就業促進の強化
- 仲間づくり（互助会、レクリエーション、ボランティア、サークル活動、など）
- 会員継続の魅力づくり（ゴールド会員等、会員特典制度、など）
- 80歳を超えても活躍できる取組みの推進
- 総合相談員（メンター）の配置

③ 組織的・計画的な取組み

- 役員・職員・会員が一体となった取組み（目標・意識の共有化）
- 目標管理（PDCAサイクルによる目標管理）の徹底
- 地方自治体、ハローワーク、社会福祉関係団体、商工会議所等の経済団体、事業主団体、企業等関係機関との連携
- 会員又は女性会員を拡大するための専門部会又は委員会等の設置
- 女性会員拡大に向けた担当理事の配置

**（2）就業機会の拡大**

就業機会の拡大に向けて、会員の就業ニーズと地域企業等のニーズを把握・分析し、以下の取組みを行っていきます。

- ① 会員による1人1仕事開拓
- ② シルバー派遣事業の拡大
- ③ 過去の発注先への訪問
- ④ 地方自治体との連携強化による仕事、補助金の確保
- ⑤ 新総合事業及び福祉・家事援助サービス事業の積極的な推進
- ⑥ 空き家管理対策事業への参入
- ⑦ 放課後児童クラブにおける育児支援事業の積極的な推進
- ⑧ 未充足受注や多人数を必要とする大型受注等に対応するための連合本部の広域調整機能の強化（近隣センターに会員未充足の受注を情報提供する、1契約に複数センターの会員が就業するなど）
- ⑨ 商工会議所等経済団体との連携を通じた新たな事業の拡大
- ⑩ 企業と協同した職種の開拓・開発
- ⑪ 社会福祉関係団体及び業界団体等との連携
- ⑫ 新たな生活様式に対応した多様な就業機会の確保
- ⑬ デジタル技術を活用できる就業機会の開拓

**（3）多様な働き方の推進**

#### ① シルバー派遣事業

高齢化や労働力人口の減少が進行する中、多くの業種における人手不足分野や介護・育児等の現役世代を支える分野において、シルバー派遣事業の拡大を通じて、高齢者が当該分野の担い手として活躍することが期待されています。このことから、新規就業先開拓と派遣就業を希望する高齢者の入会促進策など、各届出センターと連携を強化しつつ、シルバー派遣事業の着実な取組みを推進します。

#### ② 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者に対して、ハローワーク等関係機関との連携を図りつつ、適正かつ適切な職業紹介を行います。

#### ③ 成長分野における請負就業

地域社会に対する貢献度が高く、高齢者の多様な就業機会の確保につながる成長分野について、未実施センターの参入に向けた支援を行いつつ、各事業の積極的な推進を図る。今後も市町と連携して「福祉・家事援助サービス事業」や「介護予防・日常生活支援総合事業」、「空き家管理対策事業」、「放課後児童クラブにおける育児支援事業」などにも着目して事業拡充策を支援します。

#### ④ 業務拡大への対応

高齢法第39条に基づく業務拡大については、労働者派遣事業及び職業紹介事業に限定した適用であり、会員ニーズ及び発注者ニーズに沿って、センターの指定区域ごとに佐賀県知事の指定にむけて要望を行っていくとともに、既に業務拡大の指定を受けた地域においてはマッチングの実績向上に努めます。

…（\*注記）高齢法第39条

#### ⑤ 調査研究・情報提供事業

高齢者の就業ニーズや社会経済の変化に適合したシルバー事業の拡充、拡大に資するため、必要な調査研究を行うとともに、県内センターの業務統計・分析、好事例の収集、高齢者の雇用・就業に関する情報収集及び提供を行い、シルバー人材センターを取り巻く人口構造の変化や社会経済状況等の変化に対応する組織の機能強化・拡充に努めます。

- 定例統計情報の取りまとめ及び提供
- 請負・委任及びシルバー派遣事業の実績の総合的な把握
- シルバー事業における事故状況の把握

### （4）安全就業の推進（健康の確保を含む）

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、シルバー事業遂行の根幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図り、重篤事故、傷害事故の撲滅及び健康の確保を図ることが重要です。このため、全シ協「安全就業ニュース」をはじめ、厚生労働省「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」などを活用し、事故事例等を「他人ごと」ではなく、「自らのこと」として認識するよう、安全意識の徹底とその高揚を図るとともに、「佐賀県安全ニュース」を発行し、安全対策を徹底します。また、損害賠償事故が多く発生し、保険財政が破綻寸前となっていることから、特に草刈り時の飛散防止対策の徹底を図るとともに、次のような事業を実施します。

- ① 安全就業リーダー養成講習会（5月）の開催
- ② 安全就業促進大会（7月）の開催
- ③ 安全・適正就業委員会の開催（年3回）
- ④ 自主点検の実施及びセンター訪問による適正就業指導（9月頃）

また、新型コロナウイルス感染症は高齢者ほど重篤化しやすいとされていることから、会員が安心して就業できるよう感染防止対策を徹底するとともに、コロナ禍における新たな生活様式の定着を促進します。

併せて、高齢の会員の就業に関して、センターの事務局や会員が注意を払うとともに、フレイル予防を含めて会員の健康の確保に努めます。

#### (5) 「適正就業ガイドライン」に沿った業務運営

適正就業ガイドラインは、会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、適正就業ガイドラインに沿った業務運営を推進することが求められます。このため、受注リストを活用した点検、改善等を確実に実施し、適正な請負就業として問題がある事案については、偽装請負を根絶するため、早期に、①適正な請負事業となるよう契約内容を見直す、②シルバー派遣事業や職業紹介事業に切り替える、③現契約を解約する、のいずれかの是正措置をとることが重要です。

また、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業については早期に是正するよう指導・助言していきます。

#### (6) 普及啓発事業

連合会及びセンターが連携し、以下の事項を重点に効果的な普及啓発活動を推進する。

- ① 普及啓発促進月間（10月）における普及啓発活動の実施
- ② シルバー事業の活動情報を自治体広報紙、新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に提供するなど積極的な広報活動の展開
- ③ 関係機関等が主催するイベントや研修会、各種会議等での普及啓発活動
- ④ ホームページを活用したPR活動の推進
- ⑤ 「いきいきシルバーフェアさが2024」の開催
- ⑥ 入会促進及び就業開拓用リーフレットの作成・配布
- ⑦ 地方公共団体等のイベントへの積極的な参加・広報
- ⑧ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用した情報提供に取り組む。

#### (7) シルバー事業の更なる推進に向けた関係機関との連携

地方自治体をはじめとして、ハローワーク等関係機関との連携強化はもとより、高齢者活躍人材確保育成事業の連絡会議の開催等により、各種団体との連携強化を図り、会員拡大及び就業機会の拡大等のシルバー事業の更なる推進を図ります。

また、各地域の商工会議所等の経済団体、労働団体、業界団体、中小企業団体及び介護・福祉関係の社会福祉関係団体等との連携強化を図り、センターの活用について積極的な働きかけを行っていきます。

#### (8) 健全な団体運営に関する取組み

業務体制・組織の最適化と会計処理の適正化に努め、中長期の財政見通しに基づき自立的に運営基盤を強化し、計画的に次の事項に取り組みます。

##### ① 自主財源の確保等

シルバー派遣事業の積極的な推進により、自主財源の確保に努め、就業機会の拡大と会員の増強を図る。なお、業務実施方法等の見直しを的確に行い、経費の節減による自主財源の確保に努めます。

##### ② 会計処理体制（内部牽制体制等）の確立と会計処理の適正化

不正経理事案が発生すれば、シルバー事業に対する信頼を著しく損ない、業務運営に重大な影響を及ぼすため、会計事故の未然防止に努め、会計処理体制（内部牽制体制

等)を確立し、会計処理の適正化を図ります。

### ③指導相談事業

センター機能の強化に向けた自主・自立的な取組みと効率的な業務の推進を基本に、センターのより適正・効果的な事業運営が確保されるよう顧問税理士と連携した会計指導を実施し、会計処理の適正化を図りつつ会計事故の未然防止に努めます。

また、随時、各種相談や個別指導も実施します。

○会計経理の指導実施

○シルバー人材センター事業の指導の実施

### ④消費税における適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月からのインボイス制度の施行に向けて、料金の一部見直しや業務の効率化等により安定的な事業運営を確保できるよう、当面、第1期経過措置期間(令和5年10月～令和8年9月)に対応できる態勢を整えます。

### ⑤センター未設置地域の解消に向けた取組み

未設置の町に対して、地域の実情に応じてセンターの設置を働きかけ、設置が見込まれる場合等は、佐賀県、佐賀労働局と緊密に連携して取り組みます。

### ⑥交流研修活動

全国シルバー人材センター事業協会及び九州ブロックシルバー人材センター連絡協議会が主催する研修会等にも積極的に参加し、その会議内容等を共有し、シルバー人材センター事業の充実・発展に努めます。

## (9) 諸会議の開催

当連合会の運営及びシルバー事業の運営に関する諸会議を次のとおり開催します。

### ①定款に定める会議の開催

イ. 定時総会	年1回
ロ. 理事会	年4回
ハ. 監事監査	年1回

### ②その他の会議

イ. 安全・適正就業委員会	年3回
ロ. シルバー派遣事業運営委員会	年2回
ハ. 理事長会議	年1回
ニ. 県内事務局長会議	年2回
ホ. その他、臨時的会議	随時

(※注記) 高齢法第39条

(業務拡大に係る業種及び職種の指定等)

第39条 都道府県知事は、シルバー人材センターが行う前条第1項第2号及び第4号に掲げる業務に関し、労働力の確保が必要な地域においてその取り扱う範囲を拡張することにより高年齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であつて、労働力の需給の状況、同項第2号及び第4号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、労働者派遣事業に限る。)と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するものを、センターの指定区域内の市町村の区域ごとに指定することができる。

2 都道府県知事は、～ (以下省略)。

\*資料：佐賀県の第3次中期計画（改訂版）別表2

## 佐賀県の第3次中期計画（改訂版）における目標会員数

(単位:人) R5.3月末

計画年度等		100万人会員（H25～H30）			全シ協第2次100万人計画（令和元年度～6年度）						5年度
団体名/年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(新たな目標数)
全シ協	全国目標	945,000 (718,375)	1,016,800 (713,746)	742,489	770,747	800,202	845,831	894,124	945,270	999,429	
	県目標値 《》は第1次	《6,500》	《7,300》	3,916	4,068	4,227	4,472	4,731	5,008	5,296	
	伸び率(%)	《14.0》	《12.3》	3.9	3.9	3.9	5.8	5.8	5.8	5.8	
佐賀県連合	第3次計画 目標値	3,845 (実績)	3,777 (実績)	3,773 (実績)	4,077	4,236	4,462	4,721	4,995	5,285	
	《前目標値》	《6,500》	《7,300》	《7,400》	《7,600》	《7,700》	*	*	*	*	
	伸び率(%)	《29.3》	《12.3》	《3.9》	3.9	3.9	5.8	5.8	5.8	5.8	
1	佐賀市	846	880	907	924	902	864	836 / 1,105	1,169	1,237	924
2	唐津市	688	650	640	609	596	589	586 / 816	863	913	609
3	鳥栖市	376	373	383	371	348	328	309 / 469	496	525	371
4	伊万里市	264	244	223	224	224	198	193 / 307	324	343	224
5	武雄市	320	324	306	297	272	263	248 / 406	430	455	297
6	鹿島市	212	207	216	213	222	208	209 / 260	275	291	213
7	小城市	160	164	158	160	155	151	151 / 206	218	231	160
8	嬉野市	132	119	121	131	138	143	126 / 149	158	167	131
9	玄海町	110	110	115	125	126	127	132 / 138	146	154	125
10	有田町	155	143	141	138	138	135	134 / 180	190	201	138
11	白石町	105	106	105	112	112	109	109 / 132	141	149	112
12	多久市	84	77	71	66	62	61	61 / 96	102	108	66
13	神埼市	122	120	129	117	101	114	108 / 151	159	168	117
14	吉野ヶ里町	18	16	13	15	0	0	0	*22	*23	*18
15	基山町	71	64	71	68	57	54	50 / 80	85	90	68
16	上峰町	42	50	52	48	44	51	50 / 63	66	70	62
17	みやき町	40	34	26	21	109	119	128 / 43	45	48	130
18	大町町	42	38	38	38	33	33	32 / 48	51	54	38
19	江北町	22	27	29	33	30	29	29 / 34	36	38	33
20	太良町	36	31	29	29	26	27	36 / 38	41	43	39
計		3,845	3,777	3,773	3,739	3,695	3,603	3,527 / 4,721	4,995	5,285	3,857

(注) 県連合会の第3次中期計画を4年延長し、平成28年度から令和6年度までの9年間に改訂する。

なお、各センター目標会員数は、全シ協「第2次会員100万人達成計画」を基に算出する。